

証券コード 4179
令和6年8月27日

株主各位

東京都千代田区平河町二丁目8番9号
株式会社ジーネクスト
上記株主 横治 祐介

(問い合わせ先)
東京都千代田区九段南4-6-13
ニュー九段マンション303号
東京市谷法律事務所
TEL 03-5212-7355
担当弁護士 平/中村

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、東京地方裁判所による会社法第297条第4項の許可決定（令和6年（ヒ）第283号、本書末尾に写し添付）に基づき、株式会社ジーネクスト（以下「当社」といいます。）の臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和6年9月10日（火曜日）午後5時30分までに到着するように同封の返送用封筒を用いてご返送ください。特に身分証明書等を添付頂く必要はございません。

なお、株主総会に当日ご出席頂く株主様（代理出席の場合はその代理人様）は、本人確認書類として、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえで受付にてご提出ください（なお代理出席の場合は、別途、第2頁記載の書類の事前提出が必要ですのでご注意ください）。

敬具

記

- 日時 令和6年9月11日（水曜日）
午前9時00分から（午前8時15分 受付開始）
- 場所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階ホール6C
(アクセス: JR総武線 市ヶ谷駅 徒歩2分/東京メトロ南北線 市ヶ谷駅 7番出口 徒歩1分/
東京メトロ有楽町線 市ヶ谷駅 7番出口 徒歩1分/都営新宿線 市ヶ谷駅 4番出口 徒歩2分)
- 目的事項
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
(議案の概要は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりです。)

(株主の皆様へ)

私、横治祐介は、令和6年7月1日付「株主総会招集請求書」により、当社に対し、株主として、会社法第297条第1項に基づき、上記決議事項記載の決議を目的とする臨時株主総会招集請求を行い、同年7月8日に、東京地方裁判所に対し、株主総会招集許可申立を行い、同裁判所は、私の主張を認め、7月29日、私が当社の臨時株主総会を招集することを許可する決定をいたしました(本書末尾の決定書写しご参照)。

なお、かかる決定に対しては、法律上不服申立てが認められていないため(会社法第874条第4号)、同決定は同日付で確定しております。

この招集許可決定に基づいて、当社臨時株主総会を開催いたしますので、株主の皆様におかれましては、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

(議決権行使にあたってのご注意)

- ◎ 議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合、原案に対し、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎ 議決権行使書により重複行使され、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるものであるときは、上記期限(令和6年9月10日午後5時30分)により近くに到達した議決権行使を有効として扱うこととします。
- ◎ 株主様が代理人様(議決権を有する当社株主様でかつ1名に限る)により議決権を行使される場合(委任状による議決権行使の場合)には、代理権を証明する書面(委任状)とともに、個人の株主様又は法人の株主様の別に従い、以下の書類を添付して令和6年9月10日(火)午後5時30分までに、私宛(〒102-0074 東京都千代田区九段南4-6-13 ニュー九段マンション303号 東京市谷法律事務所気付 株式会社ジーネクスト株主横治祐介宛)に到着するようにご提出ください。

(個人の株主様の場合)

以下の①から③のいずれかの書類1点

- ① 委任した株主様の議決権行使書の用紙(原本)
- ② 代理権を証明する書面(委任状)に押印された印鑑の印鑑登録証明書(原本)
- ③ 委任した株主様の運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、個人番号カード(マイナンバーカード)のいずれかの写し

(法人株主様の場合)

実印により委任状へご押印のうえ、①印鑑登録証明書(原本)及び②資格証明書(登記簿謄本等)の原本のご送付

※なお、委任状及び添付書類を予めご提出された場合であっても、代理人様は第1頁記載のとおり、本株主総会の受付にて代理人様ご自身の本人確認書類として、本招集通知に同封の議決権行使書用紙をご持参のうえで、ご提出頂く必要がありますのでご注意ください。

株主総会参考書類

1 議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

2024年6月28日に開催された当社の第23期定時株主総会において不当に議長権限を濫用して、自己の経営権維持を図っている現経営陣に任せておいては到底当社の企業価値向上を見込むことは出来ませんので、速やかに以下の取締役候補者4名を当社の取締役として選任することをお願いするものであります。なお、各取締役候補者からはいずれも、株主総会で選任されることを前提として当社取締役に就任する旨の事前の承諾を得ています。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	中川 祐輝 (1982年11月8日生)	<p><略歴></p> <p>2007年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(大和証券株式会社) 入社</p> <p>2010年4月 マスターピース・グループ株式会社 入社</p> <p>2014年1月 同社 取締役</p> <p>2023年5月 クリアデラ株式会社 代表取締役(現職)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>クリアデラ株式会社 代表取締役</p>	300株
2	横治 結介 (1977年7月13日生)	<p><略歴></p> <p>2000年4月 魔法株式会社 入社</p> <p>2001年7月 有限会社ジーネクスト設立(現当社) 代表取締役社長</p> <p>2005年5月 当社設立 代表取締役</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>なし</p>	1,489,600株
3	小堀 優 (1973年7月11日生)	<p><略歴></p> <p>2007年9月 弁護士登録(東京弁護士会) みらい総合法律事務所入所</p> <p>2013年2月 みらい総合法律事務所パートナー就任(現任)</p> <p>2013年6月 東京ボード工業株式会社社外監査役就任(現任)</p> <p>2014年4月 放送大学非常勤講師(コンプライアンスと危機管理)</p> <p>2016年6月 アイ・アール債権回収株式会社 取締役兼コンプライアンス委員会委員長就任(現任)</p> <p>2017年6月 債権回収会社取締役弁護士連絡協議会 代表世話人就任</p> <p>2022年6月 株式会社松屋フーズホールディングス社外監査役就任(現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>みらい総合法律事務所 弁護士</p> <p>株式会社松屋フーズホールディングス 社外監査役</p> <p>東京ボード工業株式会社 社外監査役</p> <p>アイ・アール債権回収株式会社 取締役兼コンプライアンス委員会委員長</p>	0株

4	西原 隆雅 (1994年3月4日生)	<略歴> 2016年9月 司法試験合格 2016年12月 最高裁判所司法研修所入所 2017年12月 西村あさひ法律事務所入所 2020年4月 株式会社スーツ アクセラレート法律事務所 代表(現任) 2020年10月 株式会社VAZ 社長室長兼メディア部 GM 2021年7月 株式会社イエマルシェ 代表 2021年9月 株式会社Fusic 社外監査役(現任) 2022年7月 ET フロンティア株式会社 代表 2023年12月 株式会社MiRESSO 2024年4月 株式会社MiRESSO 執行役員兼経営企画部長(現任) <重要な兼職の状況> アクセラレート法律事務所 代表 株式会社Fusic 社外監査役 株式会社MiRESSO 執行役員兼経営企画部長	0株
---	-----------------------	--	----

- (注) 1 候補者中川祐輝氏、候補者小堀優氏及び候補者西原隆雅氏と当社の間には特別の利害関係はありません。候補者横治祐介氏は当社の銀行からの借入金に対して自宅を担保に提供しております。その他については当社との間に特別な利害関係はありません。
- 2 上記各候補者のうち、小堀優氏及び西原隆雅氏の間では、会社法第423条第1項に規定する責任を負うこととなった場合において、その職務を行うに当たり善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとし、その額を超える部分については免責することを内容とする責任限定契約を締結する予定です。
- 3 小堀優氏及び西原隆雅氏は社外取締役候補者です。
- 4 小堀優氏及び西原隆雅氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士として企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を活かし、客観的立場から当社の経営を監視することが期待できると判断したため、社外取締役候補者としております。

第2号議案 監査役3名選任の件

2024年6月28日に開催された当社の第23期定時株主総会において不当に議長権限を濫用して、自己の経営権維持を図っている現経営陣に任せておいては到底当社の企業価値向上を見込むことは出来ませんので、以下の監査役候補者3名を当社の監査役として選任することをお願いするものであります。なお、各候補者からはいずれも、株主総会で選任されることを前提として当社監査役に就任する旨の事前の承諾を得ています。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	鎌形 尚 (1991年12月5日生)	<略歴> 2018年1月 弁護士登録(第二東京弁護士会) TMI 総合法律事務所入所 2020年4月 鎌形総合法律事務所 設立	0株

		<p>2020年5月 selfLegal 株式会社 設立</p> <p>2021年8月 サイブリッジグループ株式会社入社</p> <p>2023年6月 株式会社 fonfun 監査役就任（現任）</p> <p>2023年8月 大江・田中・大宅法律事務所 入所（現任）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>大江・田中・大宅法律事務所 弁護士</p> <p>株式会社 fonfun 監査役</p>	
2	<p>小峰 孝史</p> <p>（1971年9月21日生）</p>	<p><略歴></p> <p>2004年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）</p> <p>西川総合法律事務所（現シドリー・オースティン法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>2010年10月 Sidley Austin 法律事務所香港オフィス出向</p> <p>2013年3月 TMI 総合法律事務所入所</p> <p>2014年10月 C.P.Lin & Co. 法律事務所（香港）出向</p> <p>2018年8月 OWL Trading Limited（香港法人）設立（Director 就任）（現任）</p> <p>2022年6月 株式会社 OWL Japan 代表取締役就任（現任）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>OWL Trading Limited Director</p> <p>株式会社 OWL Japan 代表取締役</p>	0株
3	<p>浅利 卓人</p> <p>（1989年9月17日生）</p>	<p><略歴></p> <p>2012年4月 ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社 入社</p> <p>2018年1月 有限責任監査法人トーマツ 入所</p> <p>2024年3月 アイスリーメディカル株式会社 入社 管理本部部長</p> <p>2024年3月 浅利卓人公認会計士事務所 公認会計士（現任）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>2024年3月 浅利卓人公認会計士事務所 公認会計士</p>	0株

(注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2 鎌形尚氏、小峰孝史氏及び浅利卓人氏と当社との間では、会社法第423条第1項に規定する責任を負うこととなった場合において、その職務を行うに当たり善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとし、その額を超える部分については免責することを内容とする責任限定契約を締結する予定です。

3 鎌形尚氏、小峰孝史氏及び浅利卓人氏は社外監査役候補者です。

4 鎌形尚氏及び小峰孝史氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を活かし、客観的立場から当社の経営を監視することが期待できると判断したためです。

5 浅利卓人氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として上場企業の財務及び会計全般に関する豊富な知見及び経験を活かし、客観的立場から当社の経営を監視することが期待できると判断したためです。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。

2 前記1の議案に対する取締役会の意見

私（横治祐介）の提出した前記1の議案に対する株式会社ジーネクストの取締役会の意見は、同

封しました別紙2024年8月16日付「当社株主開催による臨時株主総会に係る株主提案に対する当社取締役会の反対意見に対するお知らせ」に記載のとおりです。

3 前記2の取締役会の意見に対する私（横治祐介）の反論

(1) 2024年6月開催の定時株主総会の真実

裁判所が選任した総会検査役の報告書によれば、定時株主総会では事前行使を含めた当日の出席者の議決権割合は全体で約56%であり、私の議決権が約35%であったことから、本来ならば役員選任議案の修正動議は可決されていました。

しかし、三ヶ尻社長ら当社の現経営陣は、私が開会直後に提出した議長不信任動議を30分以上にわたって採決せず、株主総会の開催時間も10時から12時までと短く設定し、12時過ぎに会場の時間がない旨を議場に告知しました（会場の利用時間は13時まで延長していましたがその事実は隠されていました。また、さらに会場は16時まで延長可能でした。）。そして、三ヶ尻社長は継続会か流会かを動議にかけて、私がすぐに再度継続の動議を出してもこれを無視して、私の提出した役員選任議案の修正動議の採決を行いませんでした。

このような株主の権利を害する議事運営が許されるはずもありません。

(2) あたかも「仮処分」を事実であったかのようにする主張

三ヶ尻社長ら現経営陣は、定時株主総会の流会後に自身が連れてきた社員数3名のコンサルティング会社に対して新株発行及び新株予約権発行を行いました。これに対して、私は法令に基づいて「仮処分」という東京地方裁判所に対して仮の判断を求めました。その仮の判断における東京地裁の決定は新株発行を認めるものではありませんでしたが、現経営陣はこの決定の一部を用いて反対意見を述べ、自分たちの主張があたかも事実であったかのような情報発信しています。

そもそも、この地裁の決定は、ジーネクストの新株発行及び新株予約権発行の是非について争ったもので、2024年5月の取締役会の内容や定時株主総会の三ヶ尻社長の議事運営そのものを対象に違法性の判断をしたものではありません。また、私はこの決定を不服として東京高等裁判所に対して即日上訴をいたしました。残念ながら、先に新株発行及び新株予約権発行を実行されてしまったため、上訴の実益がなくなりやむを得ず取下げています。

つまり、現経営陣は、「仮処分」の決定（高裁で審議すらされていない地裁決定）の一部を切り取って、あたかも事実であったかのように反対意見を述べているのです。

(3) 私に善管注意義務違反があるとの主張に対して

現経営陣は、2024年5月の私が代表取締役を解任された取締役会で、私が第三者に対して株式譲渡をしようとした点が善管注意義務違反だと主張しています。

しかし、そもそも株式譲渡は取締役会での議論を踏まえ、実行しておりません。むしろ当該株式譲渡の実行前に否決されたとはいえ取締役会に審議を求めており適法です。

なお、当該第三者とはその後も一切の連絡もしていません。

以上

令和6年(ヒ)第283号 株主総会招集許可申立事件

決 定

申 立 人 横 治 祐 介
同代理人弁護士 平 英 毅
同 中 村 涼

東京都千代田区平河町二丁目8番9号

利害関係参加人 株式会社ジーネクスト

同代表者代表取締役としての権利義務を有する者

同代理人弁護士 三ヶ尻 秀 樹
同 潮 田 治 彦
同 安 部 拓 也
同 田 島 駿 熙
同 田 中 雅 人

申立人の申立てにかかる頭書事件について、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 申立人に対し、取締役4名選任の件及び監査役3名選任の件を目的事項とし、令和6年9月11日までの日を会日とする株式会社ジーネクスト(本店 東京都千代田区平河町二丁目8番9号)の株主総会を招集することを許可する。
- 2 手続費用は各自の負担とする。

令和6年7月29日

東京地方裁判所民事第8部

裁 判 官 柴 田 義



これは謄本である。6.7.29

令和 年 月 日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官

小林 卓 也

7



別紙

2024年8月16日

各位

会社名 株式会社ジーネクス ト
 代表者名 代表取締役 (権利義務者)
 三ヶ尻 秀樹
 (コード番号 : 4179 東証グロース)
 問合せ先 執行役員 村田 実
 (TEL. 03-5962-5170)

当社株主開催による臨時株主総会に係る株
 主提案に対する当社取締役会の反対意見に
 関するお知らせ

当社は、2024年7月5日付「株主によ
 る臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ
 」及び同月22日付「(訂正)株主による臨
 時株主総会の招集請求の訂正に関するお知
 らせ」(以下、総称して「株主総会招集請求
 に関するお知らせ」といいます。)におい
 て、株主である横治祐介氏(以下、「横治氏」
 といいます)からの株主総会招集の請求を
 受けたいことをお知らせいたしました。そ
 して、2024年7月30日付「株主による

会招集の許可決定に関するお知らせ」にお
 いて、お知らせいたしましたとおり、東京地
 裁判所より、横治氏に対し、株主による
 臨時株主総会(以下、「株主開催による本
 臨時株主総会」といいます。)招集を許可
 する決定がなされっております。
 当社は、本日開催の取締役会において、
 株主開催による本臨時株主総会にて横治
 氏からの提案である付議議案(以下、「本
 件株主提案」といいます。)の全てに対
 して反対することとを決議いたしまし
 たので、下記のとおり反対理由と併せて
 お知らせいたします。

記

1. 株主開催による本臨時株主総会の開催概
 要公告の内容について

- (1) 開催日 2024年9月11日(水)
 までの日を会日とする(予定)
 - (2) 開催時間 未定
 - (3) 開催場所 未定
 - (4) 本件株主提案
- 【株主提案】 議題1 取締役4名選任の件
 議題2 監査役3名選任の件

2. 本件株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本件株主提案における議案に反対いたしません。

※ 2024年6月14日付「当社第23期定時株主総会に係る修正動議案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」にてお取り扱い内容のアップデートも含まれます。

(1) 本件株主提案への反対理由

以下のとおり、横治氏は、当社在任期間中に、当社の代表取締役として株主間の利益を追求する責任を果たすことにより、善管注意義務・忠実義務の確保が第一であり、株主間の利益の確保が第一であり、ガバナンス、コンプライアンスが重視されるうえ、会社の取締役として不適任であると判断しております。また、横治氏による不適任行為は、各取締役候補者及び各監査役候補者について、

ア 本件株主提案「議題1 取締役4名の横治祐介氏に就いて、候補者番号②に横治祐介氏が含まれており、

イ 横治氏は当社の創業者・筆頭株主であり、また、2005年5月当社設立時から代表取締役を務めており、「代表取締役の異動（解職）および社長交代に関するお知らせ」で公表の通り、同日開催の取締役会にて、取締役会における不適当な議事運営、業務執行に混乱をきたしたことを理由に代表取締役に就任し、解任されたこととあり、

ウ かかる解職の経緯をより具体的に申しあげ、上記取締役会から報道に関する横治氏から、一部報道機関から保有する当社株式の大部分を第三者が取得することを希望しており、当該第三者の役員候補者に推薦したとして、横治氏を含む候補者5名（但し、かかる候補者は、本株主提案の横治氏以外の候補者とは別候補者です。）の提案が

ありました。

これを受け、当社取締役会では、当社株主の筆頭株主である横治氏が保有する当社株の当該第三者を第三者に譲渡し、これに伴い当該第三者の関係するこの譲渡に候補者として指名すること、実質的に候補者の経営支配権の移転となり得るため、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に

向けて-」の内容及び趣旨を踏まえ、当該譲渡については、当社の中長期的な企業価値をいし株主共同の利益を確保する点にも、手続の透明性・公正性・公平性を確保すため、当社取締役会で十分なる議論を踏まえ、横治氏に對し、譲渡の相手方やその詳細、理由、取締役候補者の略歴、新体制後の展望等について、十分なる説明を求め、横治氏は、その説明を求められ、横治氏は、

その説明を求められ、横治氏は、当該企業の代表取締役として当社の中長期的な企業価値をいし株主共同の利益を確保する義務がある立場にあり、上記の株

式譲渡は当社の株主として、立場に基づいての代表取締役として、当社が要請した、当社の代表取締役として、当社取締役として、当社の中長期的な企業価値を無視する株主共同の利益を確保する責任を負うことをおける不合理な議事を示し、取締役会に混乱をきたさせ、社外取締役を含まない取締役の地位を解職された。

エ さらには、横治氏から、2024年5月13日に突然、一身上の都合による役員辞任届が提出され、翌日の同月14日に本人から辞任の意思を示すこととが由来であり、当社は、横治氏からの取締役辞任を受理し、同月15日付「取締役の辞任に関するお知らせ」を公表するに至りました。

当社は2024年3月期末決算発表を当初同年5月13日に行う予定でしたが、横治氏の突然の辞任の提出により、決算発表を延期せざるを得ない事態となり、当社経営陣は、監査人と

もこれまでも業績も鑑みただ上で協議を重ね、同年5月15日付「継続するお知らせ」の公表と共に関する事項の注記に關する公表いたしました。

この一連の騒動により、株主、取引先及び従業員をはじめとしたステークホルダーの皆様には多大なご心配と、ご不安を与えてまいり、当社としては大変遺憾に感じております。

オ 当社は、横治氏に対し、このような混乱を引き起こし、株主、取引先及び従業員をはじめとしたステークホルダーの皆様には多大なご心配と、ご不安を与えてまいり、当社が取締役に就任する期間で再び当社を取締役に就任することとが適切だと判断されたため、2024年6月6日付「質問書」で質問をいたしました。

これに対し、横治氏からは、2024年6月11日付「回答書②」で「私は、貴社のステークホルダーに対して、貴社の定時株主総会で株主の信任を得て再就任することになった旨の説明をする予定でです」「また「私

任か否かは貴社株主が判断するものと考えます。」等の回答を得ましたが、当該の信頼をどのように戻すかについて一切説明がありませんでした。

当社は、横治氏からの当該2024年6月11日付「回答書②」の内容を精査しました。また、上場企業として、取引先及び従業員その他ステークホルダーへ適切に説明が十分に行われていないと判断し、横治氏は当該取締役候補者として不適任であると判断いたしました。

そこで、当社は、2024年6月14日付で「当社第23期定時株主総会に係る修正動議案に対する当社取締役会の意見に關するお知らせ」を開示いたしました。

その後、当社は、2024年6月28日に当社第23期定時株主総会を開催しました。また、本定時株主総会、同日付の「当社第23期定時株主総会の状況報告および今後の開催方針について」でお知らせしたとおり、横治氏からの議長不信任の手続的動議の提出、撤回、「第2号議案（監査等委員でめる取締役を除く。

(※当社のごとく) 株式の取得する譲受人は当然に事実上の経営支配権を取ら、当該株式取得引には支障が生じていないこと、債権者(※横治氏)が企業の現金化は意味がないこと、債権者(※横治氏)の意に沿って、債権者が債務者(※当社)の筆頭に第三者割当する資金を引き受けて新たに筆頭株主となること、横治氏が経済的であると言え、歓迎されないおあり、横治氏が言うところの「ブルブル」は、ブルブルを現金化しようとする点をお明に指摘させていただきます。

ケ 当社は、2024年7月26日付「資本提携契約の締結、第三者割当による新株及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」で知らせられましたとおり、当社は、当社の財務状況等につき、大規模な資金調達を必要としました。緊急性・相対性が高い状況を委員会設置し、当社は、第三者委員会を設け、大規模な資金調達の必要性・緊急性・相対性の判断を

るなど、手続きの透明性・公正性・公平性を確保し、プロセスを経て、適切な態度で資金調達を実施しました。これらに対して、横治氏は、本件仮処分を申し立て、2024年8月8日付「株主による新株及び新株予約権の発行の差止め仮処分」で申し立ての却下決定に関するお知らせ、当該差止めを認めず、横治氏の申し立てを却下する旨の結論が下され、裁判所は、この点に関して、横治氏は、2024年5月13日付で当社の取締役等を知任しており、当社の財務状況を熟知しておられ、緊急性・相対性が高い状況であることをご承知いただき、裁判所へ本件仮処分事件の申立てを、裁判所へ直接に、当該新株及び新株予約権の引受人である株式会社花に対して、2024年7月16日付で「貴社(※株式会社)におかれましては、今後、仮に万が一、上記のとおり臨時株主総会招集請求に基づき開催される臨時株主総会での増資を

て監査役を務めたい。各メ
ンバが幅広い見識と豊富な経験があり、各メ
ンバが幅広い見識と豊富な経験があり、各メ
ンバが幅広い見識と豊富な経験があり、各メ
ンバが幅広い見識と豊富な経験があり、各メ

な現取の自の上がて取査
な現取の自の上がて取査
な現取の自の上がて取査
な現取の自の上がて取査
な現取の自の上がて取査

了 候補者番号①村田 実氏

2018年12月より当社執行役員として
営業部門を統括しており、当社上場に営業面
、利益面で大きく貢献しました。2021年
4月に新規事業掌管へ異動し、BPOコロン
クセントックス市場の開拓を精力的に行い、当
社の売上成長に貢献して参り、また
。2023年1月に、当時の営業部門所管取
締役に伴い営業部門の管轄へ戻り、現在係
属の窓口と関係

を築き、売上数字の立て直しを行っており、
2024年7月より管理部門全般を管掌とし
ており、資金調達をはじめ、ステークホルダ
ーとの対話を通じて、当社の立て直しに
尽力しております。

当社への理解が深い上に社内外での関係性
が非常に構築され、社内での関係性
が非常に構築され、社内での関係性
が非常に構築され、社内での関係性
が非常に構築され、社内での関係性

イ 候補者番号②小林 潤一氏

2021年8月より当社株主である事業会
社より、当社の新規事業室にてD i s c o v
e r y や顧客サポートを担っており
、BPOコロンタクトセンター市場開拓のほか
に、事業会社における営業部門でのD i s c
o v e r y の用途拡大を精力的に行い、
当社の事業拡大に貢献して参りました。現
在は、導入・サポート部門を管掌しており、
大手自動車メーカーで培ったカイゼン意識を
当社に注入し、当社事業の収益化には必要不
可欠である収益構造の見直しや導入、顧客サ

適な選択肢を取れるよう専門性を発揮するこ
とが期待されます。持続的な企業価値向上お
よび早期の事業黒字化を目指し、あたり取り
役候補者として適任であると判断しておりま
す。

オ 候補者番号⑤高橋智氏：

経営者としての豊富な実績を有し、IPO
支援サードスを提供する会社及び上場会社で
上場企業での管理部門責任者（監査等委員）経
験があることから、経営・財務・会計等に関
する幅広い知識・経験を有しており、これら
の経営者、上場会社での役員としての経験・
知見に基づき、今後、当社の経営再建に向け
た会社の持続的な成長を促し、中長期的な企
業価値の向上を図るための助言と監督を行っ
ていただくことを期待し、持続的な企業価値
向上および早期の事業黒字化を目指し、あた
り取り候補者として適任であると判断して
おります。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主
提案に反対いたします。

以上

証券コード 4179
令和6年8月27日

株主各位

東京都千代田区平河町二丁目8番9号
株式会社ジーネクスト
上記株主 横治 祐介

(問い合わせ先)
東京都千代田区九段南4-6-13
ニュー九段マンション303号
東京市谷法律事務所
TEL 03-5212-7355
担当弁護士 平/中村

臨時株主総会招集ご通知に関する追加のご連絡

株主総会参考書類の内容について修正をすべき事情が生じた場合には、私が開設する下記のホームページに掲載することにより、修正事項をお知らせいたします。

記

ホームページ名：ジーネクストの未来を創る会
URL：https://note.com/gnext_next/

以上